

助成金制度が拡充されます！

～キャリアアップ助成金の拡充のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。より多くの事業主の皆様にご利用してもらうために制度が改正されますので、ぜひご利用ください。

拡充内容

- ① **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**
(平成28年8月5日改正済み)
- ② **賃金規定等を改定した場合の支給要件の緩和**
(平成28年8月5日改正済み)
- ③ **社会保険の適用範囲の拡大に伴う、キャリアアップ助成金の支給内容の拡充**
(平成28年10月改正予定)

① キャリアアップ計画書の提出期限の緩和

キャリアアップ計画書の提出期限が「**取組実施日まで**」に変更になりました。(人材育成コースは、従前のおり訓練開始日の前日の1か月前まで)



以前の提出期限は「取組実施前1か月まで」であったため、制度改正前に比べ、計画から取組の実施まで速やかに開始することができるようになりました。

② 賃金規定等を改定した場合の支給要件の緩和

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成される「処遇改善コース(賃金規定改定コース)」があります。
本コースにおいて、制度改正前は「賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でも**その内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば支給対象となります。



支給要件が緩和されたことで、賃金規定制度が未整備の事業所についても、本助成金コースを利用できるようになりました。

さらに、「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降**、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。



つまり、最低賃金の発行日より前までに有期契約労働者の賃金を**最低賃金の引上げ額を含め2%以上の増額改定**すれば、本助成金コースを利用できます。※その他の支給要件を全て満たした場合に限る。

② 賃金規定等を改定した場合の支給要件の緩和

短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険に適用させた場合助成される「処遇改善コース(短時間労働者の労働時間延長)」があります。
本コースにおいて、制度改正前は「週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長」が要件でしたが、「**週所定労働時間を5時間以上延長**」し社会保険に適用させた場合に、助成金の利用ができるようになります。



この他にも、賃金規定等改定と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合に助成される措置も検討されています

※本年10月以降の変更内容について、現時点の予定です。

- コース実施日までにキャリアアップ計画の提出が必要です。(人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで)
- 助成金の支給額や、支給要件など、詳細内容について詳しく知りたい場合は、最寄りのハローワークまたは山形労働局までお問合せください。

